

# 福島県地域公共交通計画調査策定業務 公募型プロポーザル実施要領

令和5年4月4日

## 1 目的

この要領は、福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実施する福島県地域公共交通計画調査策定業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に当たり、当公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき公募型プロポーザルを実施するため、必要な事項を定める。

## 2 公募型プロポーザル対象事業の概要

### (1) 業務名

福島県地域公共交通計画調査策定業務

### (2) 業務概要

福島県地域公共交通計画策定に係る調査及び福島県地域公共交通計画の策定等詳細は別紙委託仕様書のとおり。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

### (4) 見積限度額

22,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 公募型プロポーザル担当事務局（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県地域公共交通活性化協議会事務局（福島県生活環境部生活交通課）

担当者：主査 末永 勝弘

所在地 〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎10階）

電話番号 024-521-7177

F A X 024-521-7887

電子メールアドレス koutsuu@pref.fukushima.lg.jp

## 4 公募型プロポーザルに関する事項

### (1) 参加者の資格要件

公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（ア） 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

（イ） 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

（ウ） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

（エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

（オ） 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 福島県の県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

キ 本要領に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

## （2）公募型プロポーザル提案書様式等の入手方法

公募型プロポーザル提案書様式及び実施要領については、福島県生活環境部生活交通課のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送での配布は行わない。

（URL）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005d/chiikikoukyoukassseikakyougikai.html>

## 5 プロポーザルに係る実施スケジュール

内容	日程・期限
公募開始	令和5年4月4日(火)
質問書の提出期限	令和5年4月12日(水)
質問書の回答期限	令和5年4月18日(火)
参加申込書提出期限	令和5年4月21日(金)
参加資格確認結果通知	令和5年4月26日(水)
企画提案書提出期限	令和5年5月9日(火)
審査会(プレゼンテーション)	令和5年5月12日(金)
選定結果通知	令和5年5月15日(月)

## 6 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、(様式2実施要領等に関する質問書)により受け付けるものとする。

- (1) 受付期間 令和5年4月12日(水)午後5時(必着)まで。
- (2) 提出方法 原則として電子メール又はFAXにより福島県地域公共交通活性化協議会事務局(福島県生活環境部生活交通課)に送付すること。
- (3) 回答方法 質問要旨及び回答を福島県生活環境部生活交通課ホームページに掲載する。(個別の回答は行わない。)
- (4) 回答期日 令和5年4月18日(火)まで随時回答を行う。

## 7 参加申込書の提出(必須)

参加者は、(様式1-1参加申込書)に添付書類を添えて次のとおり提出するものとする。

- (1) 提出期限  
令和5年4月21日(金)午後5時(必着)
- (2) 提出方法  
原則として電子メール又はFAXにより福島県地域公共交通活性化協議会事務局(福島県生活環境部生活交通課)に送付すること。なお、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨を連絡すること。
- (3) 参加資格の審査及び通知  
参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を令和5年4月26日(水)までに参加者へ通知する。
- (4) 留意事項  
提出期限までに参加申込書を提出しなかった者は、以降の手続きに参加できないものとする。

## 8 企画提案書等の提出（必須）

### (1) 提出書類

ア 参加申込書の原本（一式）

イ 企画提案書

様式は任意とし、日本産業規格A4判とする。ページ番号は目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。

ウ 見積書

事業を実施するに当たり必要となる経費を全て盛り込み、見積限度額の範囲内で見積もること。なお、様式は任意で日本産業規格A4判（押印省略可）とし、代表者職・氏名、責任者の氏名、電話番号を記載すること。

### (2) 企画提案書の内容

企画提案書には、仕様書に基づき次の事項（テーマ）を記載すること。

テーマ1	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等関係法令の趣旨や、福島県内の広域的な生活圏（交通圏）単位の特性を踏まえた、県内全域における持続可能な公共交通網の構築に向けた取り組み・考え方について ※特に、地域間幹線系統の維持に係る施策や、県全体の幹線公共交通ネットワークの考え方、各種交通モードの連携や多様な輸送サービスを活用した交通の在り方の考え方に触れること。
テーマ2	計画策定までのスケジュール及び関係機関との連携を含む実施体制の構築について ※特に、業務の進め方や業務遂行に係る人員体制について触れること。 ※また、実施体制図を作成するものとし、実施体制において、他の事業者等に再委託（下請けを含む）をする場合は、その旨を明記すること。
テーマ3	仕様書に定めた業務内容項目の具体的な取り組み手法について ※特に、現状整理、問題点の分析及び課題の整理について触れること。

### (3) 提出期限

令和5年5月9日（火）午後5時（必着）

### (4) 提出方法

福島県地域公共交通活性化協議会事務局（福島県生活環境部生活交通課）に持参又は郵送で提出すること。

ア 持参する場合

提出期限まで（ただし、土曜日と日曜日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送する場合

封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、書留郵便（福島県地域公共交通活性化協議会事務局（福島県生活環境部生活交通課）親展）にて令和5年5月9日（火）までに福島県地域公共交通活性化協議会事務局（福島県生活環境部生活交通課）に到達するように送付すること。

(5) 提出部数

ア 参加申込書の原本

1部（一式）

イ 企画提案書、実施体制図、見積書（合わせてホチキス止めとし8部作成すること。）

8部（正本1部、副本7部）

(6) 留意事項

ア 企画提案書等は、実施要領に従って作成すること。

イ 参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

ウ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

エ 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等は参加申込書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

## 9 企画提案書の失格

次の各号いずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) プロポーザル又はコンペ審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

## 10 委託候補者の選定方法について

(1) 企画提案の審査

企画提案の審査は、別途設置する「公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）が行うものとする。ただし、9に示す失格となった企画提案については審査しない。

(2) 委託候補者の選定

ア 審査会では、先に提出した企画提案書等に基づき、公募型プロポーザル参加者によるプレゼンテーションを行い、最優秀企画提案者（委託候補者）及び次点者を選定するものとする。

- イ 審査会への出席は2名以内とする。
- ウ 審査会においては、提出された企画提案書の説明（15分以内）及び審査委員からの質疑応答（10分以内）を行う。
- エ プレゼンテーションに際して用いる資料は、提出した企画提案書のみとする。
- オ 委託候補者及び次点者は、評価配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の60%以上の合計点を得ていることを最低基準とする。  
（100点×5人×60%=300点）
- カ 得点の高い者が2人以上あるときは、審査会において再協議し、委託候補者及び次点者を特定する。

(3) 審査の評価基準及び配点

評価項目	評価の視点	採点					加算率
		1 劣	2	3 普通	4	5 優	
業務の理解	本事業の趣旨・目的、福島県の生活圏（交通圏）単位の特性や公共交通の現状・課題を十分に理解しているか。	1	2	3	4	5	×4
業務の実施方針	地域間幹線系統の維持に係る施策等の考え方が明確であるか。	1	2	3	4	5	×2
スケジュール	実施手順が適切で、具体的かつ実行性のある内容となっているか。	1	2	3	4	5	×3
実施体制、類似の実績	技術者の配置等、確実に本事業を遂行できる実施体制となっているか。また、同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか。	1	2	3	4	5	×4
実施方法	各種調査手法が具体的に示され、計画策定に必要な情報の把握・整理が可能となっているか。	1	2	3	4	5	×3
	調査結果の分析手法が具体的に示され、計画策定に必要な客観的な指標等を設定できる内容となっているか。	1	2	3	4	5	×3
見積金額の評価	積算に妥当性があり、かつ最大の効果が見込める内容になっているか。	1	2	3	4	5	×1

(4) 公募型プロポーザル参加者への審査結果の通知

- ア 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。
- イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して10日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。また、その回答は、書面が到達した日から起算して、10日（土曜日及び日曜日を除く）以内に行う。
- ウ 審査結果を福島県生活環境部生活交通課のホームページに掲載する。  
掲載する内容は以下のとおりとする。
  - (ア) 委託候補者名及び総得点
  - (イ) (ア) 以外の参加者の総得点

## 11 公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

参加申込書を提出した者が、公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、(様式3参加辞退届)を電子メール又はFAXにより 福島県地域公共交通活性化協議会事務局(福島県生活環境部生活交通課)に送付すること。なお、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨を連絡すること。

## 12 契約の締結について

### (1) 契約締結の手続きについて

ア 協議会は福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 本事業の事業委託仕様書は委託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、協議会と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で事業委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

### (2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、福島県財務規則第229条第1項各号の規定に該当する場合は免除する。

## 13 公募型プロポーザルの公正確保について

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、公募型プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、委託候補者の決定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、公募型プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を公募型プロポーザルに参加させず、又は公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 14 その他

(1) 公募型プロポーザルへの参加に要する経費は全て参加者が負担するものとする。

(2) 参加者が福島県地域公共交通活性化協議会事務局に提出した書類は返却しない。